

台湾の海洋基本法

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

目 次

はじめに

I 台湾の海洋関係法と海洋政策

- 1 海洋関係の現行法
- 2 海洋関係の基本政策

II 海洋基本法の概要

- 1 制定経緯
- 2 主な内容

おわりに

翻訳：海洋基本法

キーワード：海洋基本法、台湾、海洋政策、海洋委員会、国家海洋政策白書、海洋発展基金

要 旨

海洋政策を統括する海洋委員会を2018年に新たに設置し、海洋関連施策の強化を図っている台湾において、2019年11月、海洋国家としての国の在り方、海洋政策の基本方針等について規定する海洋基本法が制定された。同法は、立法目的として、①環境、安全及び繁栄を重視する優れた海洋国家の建設、②国の海洋権益の保全、③国民の海洋科学知識の向上、④多元的な海洋文化の発展、⑤海洋環境の保全と持続可能な資源の確保、⑥海洋関連産業の健全な発展、⑦国際協力の推進を掲げ、政府に対し、国及び各世代の全国民の海洋権益を保障・保全するために上記7項目に関する諸施策を推進することを義務付けている。また、海洋行政の統一的実施、海洋関連予算の拡大、海洋利用に係る文化的伝統の尊重・保全も政府の責務として規定するほか、政府が推進する海洋政策及び各種関連施策に対する国民、企業等の協力義務も規定している。

はじめに

台湾は、国土の大部分を占める台湾本島と澎湖、金門、馬祖等の諸島から成る島国であり、国土総面積は約3万6197平方キロメートル、海岸線の総延長は約1,566キロメートルに及ぶ⁽¹⁾。

台湾政府は近年、海洋国家として国の更なる発展を目指す方針を明確に打ち出し、2018年4月には国の海洋政策を統括する海洋委員会（後述）を設置して、法整備を含め海洋関連施策の強化を図っている。2019年11月1日に立法院⁽²⁾で可決され、同月20日に公布・施行された海洋基本法⁽³⁾は、海洋国家としての国の在り方、海洋政策の基本方針等を規定するものである。

本稿では、台湾における海洋関連立法の現状と今回制定された海洋基本法の概要について紹介し、海洋基本法の全文を訳出する。

I 台湾の海洋関係法と海洋政策

1 海洋関係の現行法

(1) 憲法の規定

台湾の現行憲法⁽⁴⁾においては、第10章「中央と地方の権限」の中の海洋関連事務に関する規定の中で、①航行政策については中央が立法し、かつ、執行する（第107条第5号）、②航行业及び海洋漁業については中央が立法し、かつ、執行する、又は省県に移管してこれを執

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月30日である。

(1) 「國情簡介－土地」行政院 <<https://www.ey.gov.tw/state/4447F4A951A1EC45/094b1d53-de8d-4393-bde6-ab092969cce4>>; 教育部『海洋教育政策白皮書』2017.10, p.1. <<https://ws.moe.edu.tw/001/Upload/3/refile/6315/55805/40f900df-a70b-4e1f-847f-e53ed94b4c77.pdf>>

(2) 国の最高立法機関。

(3) 「海洋基本法」『總統府公報』7455號, pp.6-10. <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7455:6-10>>

(4) 「中華民國憲法」以下、各法律の原文については、立法院法律系統 <<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>> を参照。

行させる（第108条第1項第6号）の2つが定められている。

(2) 主な海洋関係法

海洋関係の主な現行法としては、領海等について規定する中華民国領海及び接続水域法⁽⁵⁾、中華民国排他的経済水域及び大陸棚法⁽⁶⁾、海岸の保安・警備等について規定する海岸巡防法⁽⁷⁾、離島政策について規定する離島整備条例⁽⁸⁾、海洋や海岸の環境保護を目的とする海洋汚染防止法⁽⁹⁾、海岸管理法⁽¹⁰⁾等が制定されている。その概要は、表1のとおりである。

表1 台湾における海洋関連の主な法律（制定順）

法律題名 (中国語題名)	制定/改正期日	条数	立法目的
中華民国排他的経済水域 及び大陸棚法 (中華民国專屬經濟海域 及大陸礁層法)	1997.12.30 制定	全 26 か条	・排他的経済水域及び大陸棚の権利の保全及び 行使
中華民国領海及び接続水 域法 (中華民国領海及鄰接區法)	1998.1.2 制定	全 18 か条	・領海の主権及び接続水域の権利の保全
海岸巡防法 (海岸巡防法)	2000.1.14 制定 2019.5.31 最終改正	全 17 か条	・台湾地区の海域及び海岸の秩序維持 ・資源の保護・利用 ・国の安全の確保 ・国民の権利利益の保障
離島整備条例 (離島建設條例)	2000.3.21 制定 2019.4.26 最終改正	全 27 か条	・離島開発の推進 ・健全な産業発展の実現 ・自然環境の保全 ・文化的特色の保存 ・生活の質の改善 ・住民の福祉増進
海洋汚染防止法 (海洋污染防治法)	2000.10.13 制定 2014.5.20 最終改正	全 9 章 61 か条	・海洋汚染の防止 ・海洋環境の保護 ・海洋生態系の保全 ・国民の健康の確保 ・海洋資源の持続可能な利用
海岸管理法 (海岸管理法)	2015.1.20 制定	全 5 章 46 か条	・自然環境システムの維持 ・自然海岸の減少阻止 ・気候変動への対応 ・海岸災害及び環境破壊の防止 ・海岸資源の保護及び再生 ・統一的な海岸管理の推進 ・海岸地域の持続可能な開発の促進

(出典) 立法院法律系統 <<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>> 所収の各法律を基に筆者作成。

(5) 「中華民国領海及鄰接區法」

(6) 「中華民国專屬經濟海域及大陸礁層法」

(7) 「海岸巡防法」

(8) 「離島建設條例」なお、台湾において「条例」は、「法」と同等の立法レベルである。慣例では、一般事項又は基本事項を対象として規律する場合に「法」が、特定、限定的又は特殊な事項を対象として規律する場合に「条例」が用いられる。蔡秀卿・王泰升編著『台湾法入門』法律文化社、2016、pp.30-31を参照。

(9) 「海洋污染防治法」

(10) 「海岸管理法」

そのほか、各分野の法律に、必要に応じて海洋関連事項が分散して規定されている。例えば、海洋資源に関しては、野生動物保護法⁽¹¹⁾、国立公園法⁽¹²⁾、漁業法⁽¹³⁾、水中文化遺産保存法⁽¹⁴⁾、湿地保全法⁽¹⁵⁾、国土計画法⁽¹⁶⁾等の法律に関連規定がある。しかし、海洋政策全般について包括的に定める単独の法律は、まだ制定されていなかった。

2 海洋関係の基本政策

(1) 基本政策と政策文書等

台湾政府は、2001年に初の『海洋白書』⁽¹⁷⁾を発表し、海洋国家として海洋立国を目指すという認識を明確に示した⁽¹⁸⁾。同白書においては、①海洋事務に係る法制度及び組織機構を整備し、海域管理及び海洋開発を強化する、②海洋資源の持続可能な利用を維持し、国の海洋権益及び社会福祉を確保する、③海洋に係る研究及び教育を強化し、海洋意識の基礎を確立する、という3つの総目標が明記された。

2004年には、上記総目標の実現に向けて、行政院⁽¹⁹⁾に海洋事務推進委員会が設置された。同委員会は、省庁及び分野の枠を越えた多面的、総合的な海洋政策を推進するプラットフォームと位置付けられた。同年公表された「国家海洋政策綱領」⁽²⁰⁾においては、①海洋権益の保全による国家発展の確保、②海域における法執行の強化による海上安全の維持、③海洋環境の保護による海域資源の拡大、④経営環境の整備による海洋産業の発展、⑤海洋文化の発展による民族的特質の形成、⑥海洋人材の育成による海洋研究の発展の6項目が、政策目標として掲げられている。2006年には、これらの政策目標を更に具体化した内容を盛り込んだ『海洋政策白書』⁽²¹⁾が発表された。

(2) 海洋委員会の設置

上述の海洋事務推進委員会は、2008年に海洋事務推進グループへと名称変更された後、2015年6月、海洋委員会組織法⁽²²⁾の制定により、海洋委員会に移行することになった。海洋委員会の発足は、2018年4月28日である。同委員会は、国の海洋関連政策の統一的な立案、調整、推進等を所掌する専門の組織であり、保安を担当する海巡署、環境保護を担当する海洋保護署、調査研究を担当する国家海洋研究院の3部署がその下に置かれている⁽²³⁾。

(11) 「野生動物保育法」

(12) 「國家公園法」

(13) 「漁業法」

(14) 「水下文化資産保存法」

(15) 「濕地保育法」

(16) 「國土計畫法」

(17) 行政院研究發展考核委員會『海洋白皮書』2001。

(18) この節の記述については、教育部 前掲注(1), pp.2-3, 8-9を参照。

(19) 国の最高行政機関。

(20) 「國家海洋政策綱領」海洋委員會海巡署 <<https://www.cga.gov.tw/GipOpen/wSite/public/Attachment/fl260928833977.pdf>>

(21) 行政院研究發展考核委員會『海洋政策白皮書』2006。

(22) 「海洋委員會組織法」

(23) 海洋委員会 (Ocean Affairs Council) の詳細については、同委員会ウェブサイト <<https://www.oac.gov.tw/ch/>>を参照。

II 海洋基本法の概要

1 制定経緯

台湾においては近年、上述のように、海洋国家として発展するための施策が強化される中で、海洋政策全般について包括的に規定する法律の早期制定が課題となっていた⁽²⁴⁾。また、台湾は国連海洋法条約⁽²⁵⁾の締約国ではないが、法案策定の過程では、同条約を始めとする海洋関連の国際的な取決め⁽²⁶⁾に準拠した立法を通じて、国際社会との連携を一層強化していく方針も明確に打ち出された。日本の海洋基本法⁽²⁷⁾、カナダの海洋法⁽²⁸⁾等の諸外国の立法も参照されている。

2018年4月、海洋委員会が発足すると、海洋基本法の制定に向けた動きは更に加速し、同年9月12日、海洋委員会で取りまとめられた海洋基本法案が行政院に送付された。同年11月22日、2019年3月19日及び同月27日の計3回開催された省庁合同審査会において、規定内容の精査や見直しが行われた後、2019年4月25日、行政院会議（第3648回）において海洋基本法案（全19か条）が決定され、立法院に提出された。法案提出時には、今会期の優先審議法案とすることが行政院と立法院との間で合意された。

立法院では、同年5月から法案審議が始まった。海洋基本法案は、この行政院提出法案のほかに、2017年5月に立法委員23名の提案により提出されていた海洋基本法案（全26か条）が継続審議となっており、併せて審議が行われた。最終的には、行政院提出法案がほぼそのまま採択される形となったが、立法委員提出法案の規定内容も相当程度その中に含まれている。2019年11月1日、立法院第9期第8会期第8回会議で全19か条から成る海洋基本法が可決され、同月20日、總統令華総一義字第10800126571号により公布され、同日施行された。

2 主な内容

全19か条から成る海洋基本法の構成は、次頁の表2のとおりである。

同法は、台湾における海洋政策の基本方針等について包括的に定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである⁽²⁹⁾。

(24) 以下、この節で紹介する海洋基本法の制定経緯については、「海洋基本法總說明」海洋委員會 <<https://www.oac.gov.tw/filedownload?file=law/201911211637441.pdf&filedisplay=%E6%B5%B7%E6%B4%8B%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%B3%95%E7%B8%BD%E8%AA%AA%E6%98%8E%E8%88%87%E9%80%90%E6%A2%9D%E8%AA%AA%E6%98%8E.pdf&flag=doc>>; 「海洋基本法」2019.12.17. 同 <https://www.oac.gov.tw/ch/home.jsp?id=147&parentpath=0,3&mcustomize=law_view.jsp&dataserno=201908200001>; 「海洋基本法」2019.11.20. 同 <<https://www.oac.gov.tw/filedownload?file=law/201911211637442.pdf&filedisplay=%E6%B5%B7%E6%B4%8B%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E6%B3%95%E6%87%B6%E4%BA%BA%E5%8C%85.pdf&flag=doc>>; 「擘劃海洋政策藍圖－行政院院會通過「海洋基本法」草案」2019.4.25. 同 <https://www.oac.gov.tw/ch/home.jsp?id=63&parentpath=0,6&mcustomize=news_view.jsp&dataserno=127500>を参照。

(25) United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS. 日本語による正式名称は、「海洋法に関する国際連合条約」。

(26) 国連の生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity)、水中文化遺産保護条約 (Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage)、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) 等。

(27) 平成19年法律第33号。

(28) Oceans Act (S.C. 1996, c. 31).

(29) 海洋基本法の主な内容については、前掲注(24)掲出の各文献のほか、以下を参照。「海洋基本法三讀 大潭接收照蓋」『中國時報』2019.11.2; 「立院三讀海洋基本法 一年內須提政策白皮書」『中央通訊電子報』2019.11.1. <<https://www.cna.com.tw/news/firstnews/201911015003.aspx>>; 「海洋基本法三讀通過 訂6月8日為「國家海洋日」」『自由時報電子報』2019.11.1. <<https://m.ltn.com.tw/news/politics/breakingnews/2964001>>; “Taiwan passes legislation on ocean policy,” *Focus Taiwan*, 2019.11.1. <<https://focustaiwan.tw/politics/201911010015>>; “Legislature passes marine resources act,” *Taipei Times*, 2019.11.2. <<http://www.taipeitimes.com/News/front/print/2019/11/02/2003725091>>; “Taiwan targets responsible development of ocean resources,” 2019.11.7. Executive Yuan Website <<https://english.ey.gov.tw/Page/61BF20C3E89B856/0627a6c3-ef83-41d7-a68e-6cf79dcea82b>>; “Summary & Subjects: Ocean Basic Law.” Global Legal Information Network, Legislative Yuan, R.O.C. Website <<https://glin.ly.gov.tw/web/nationalLegal.do?isChinese=false&method=legalSummary&fromWhere=legalAnnounce&id=6472>>

表2 海洋基本法の構成

条	規定内容
1	立法目的
2	用語の定義
3	海洋発展の基本原則
4	海洋事務の調整・推進
5	地域・国際協力
6	国民、企業及び民間団体の協力義務
7	海洋事務執行能力の向上
8	海洋汚染防止対策の策定
9	海洋経済の発展
10	海洋文化遺産及び伝統的海洋文化の保全等
11	全国民に対する海洋教育の推進・普及
12	海洋研究の推進及び能力向上
13	海洋の生物多様性の保全
14	予算、海洋発展基金等
15	国家海洋政策白書
16	法の適用等
17	罰則
18	国家海洋デー
19	施行期日

(出典)「海洋基本法」『總統府公報』7455 號, pp.6-10.
 <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7455:6-10>> を基に筆者作成。

(1) 立法目的

①環境、安全及び繁栄を重んじる質の高い海洋国家の建設、②国の海洋権益の維持、③国民の海洋科学知識の向上、④多元的な海洋文化の発展、⑤海洋環境の保全と持続可能な資源の確保、⑥海洋関連産業の健全な発展、⑦国際協力の推進を目的とする（第1条）。

(2) 政府の責務

政府は、①海洋関連の知識・情報の普及、②豊かな海洋の保全、③付加価値の高い海洋産業環境の創出、④国、各世代の人民及び各民族の海洋権益の保障等に責任を負う（第3条）。

また、上記立法目的に掲げられた7項目を達成するため、政府は、海洋関連行政の統一的な実施（第4条）、海洋事務関連の地域・国際協力への積極的な参加（第5条）、海洋汚染防止対策の策定を始めとする海洋環境の保護（第8条）、海洋産業の振興（第9条）、海洋研究の振興（第12条）、海洋における生物多様性を保全するための各種施策の実施（第13条）など、各行政分野において必要な措置を講じなければならない。

(3) 国民の協力義務

国民、企業及び民間団体は、政府が推進する海洋関連の政策・施策等に協力しなければならない（第6条）。

(4) 海洋文化及び海洋意識

政府は、海洋利用に係る伝統的な知恵等を尊重し、原住民族⁽³⁰⁾の伝統的な海洋利用に係る権利利益を保障するとともに、海洋スポーツ・観光等を振興し、国民の海への愛着を増進させるための施策を講じなければならない（第10条）。

政府は、全国民に対する海洋教育を推進・普及する義務を負う（第11条）。また、海洋意識の醸成を目的として、6月8日（国連の定める「世界海洋デー」⁽³¹⁾）を「国家海洋デー」と定める（第18条）。

(5) 経費保障

中央及び地方の各級政府は、海洋事務関連予算を拡充し、必要な経費を保障しなければならない。また、中央政府は、海洋の発展、資源の持続可能性等に関する事項を取り扱う海洋発展基金を設置することができる（第14条）。

(6) 国家海洋政策白書

政府は、この法律の施行後1年以内に、海洋政策のビジョン、目標、基本方針、具体的な施策及び進捗状況等を取りまとめた「国家海洋政策白書」を公表し、以後、その定期的な見直しを行わなければならない（第15条）。

おわりに

海洋基本法が公布・施行された2019年11月20日以降も、新たな海洋関連立法の動きは継続している。海洋委員会は、同月29日に海域管理法案の意見公募用草案、翌週の12月3日に海洋保全法案の意見公募用草案をそれぞれ公表し、意見公募手続に入った⁽³²⁾。海域管理法は海域の安全確保を、海洋保全法は海洋環境と資源の保護をそれぞれ立法目的とする。その他、新規立法として海洋産業発展条例の制定も予定されている⁽³³⁾。

2019年10月18日に発表された「海洋委員会2020年度施政計画（暫定版）」⁽³⁴⁾では、「海洋基本法の着実な実施と国家海洋政策白書の編纂」が年度施政目標の第1項目として掲げられている。海洋基本法第15条において、法施行後1年以内に発表することが義務付けられた「国家海洋政策白書」の中で、台湾の今後の海洋政策が具体的にどのように示されるのかが注目される。

（おかむら しがこ）

(30) 台湾には、漢民族のほか、アミ族、パイワン族等16の原住民族が居住している。原住民族人口は、総人口の約2%である。

(31) World Oceans Day.

(32) 「預告制定海域管理法草案」（海洋委員會公告2019.11.29）海洋委員會 <https://www.oac.gov.tw/ch/home.jsp?id=67&parentpath=0,6&mcustomize=bulletin_view.jsp&dataserno=201911290001>; 「預告制定海洋保育法草案」（海洋委員會公告2019.12.3）同 <https://www.oac.gov.tw/ch/home.jsp?id=67&parentpath=0,6&mcustomize=bulletin_view.jsp&dataserno=201912030004> なお、意見公募期間は、公告の翌日から60日以内である。

(33) 「立院三讀海洋基本法 一年內須提政策白皮書」前掲注(29)

(34) 「海洋委員會109年度施政計畫」（草案版）海洋委員會 <<https://www.oac.gov.tw/filedownload?file=plan/201910181348030.pdf&filedisplay=109%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E6%96%BD%E6%94%BF%E8%A8%88%E7%95%AB%28%E8%8D%89%E6%A1%88%E7%89%88%29.pdf&flag=doc&dataserno=201910180001>>

海洋基本法

海洋基本法

(2019年11月1日立法院第9期第8会期第8回会議において可決、
2019年11月20日總統令華総一義字第10800126571号により公布、同日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子 訳

第1条

環境に配慮し、安全で、かつ、繁栄した質の高い海洋国家を造り上げ、国の海洋権益を守り、国民の海洋に関する科学知識を向上させ、多元的な海洋文化を深化させ、健全な海洋環境を創出することにより資源の持続可能性を促進し、海洋産業の健全な発展を実現し、地域的及び国際的な海洋事務協力を推進するため、特にこの法律を制定する。

第2条

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 海洋資源とは、海床上の覆水域並びに海床及びその底土の生物又は非生物自然資源をいう。
- (2) 海洋産業とは、海洋の資源及び空間を利用して行う各種の生産及びサービス活動、又はその他の海洋資源関連産業をいう。
- (3) 海洋開発とは、海洋資源の持続可能な利用、合理的かつ良心的なガバナンス、育成、経営等の行為をいう。
- (4) 海洋事務とは、海洋に係る公共事務をいう。

第3条

政府は、海洋関連の知識及び有益な情報を普及し、海洋の豊かさ及び活力を確保し、付加価値の高い海洋産業環境を創出しなければならない。並びに、環境への配慮、持続可能な発展、資源の合理的かつ有効な利用及び国際交流協力の追求を通じて、国、各世代の人民及び各民族の海洋権益を保障し、及び守らなければならない。

第4条

政府は、各事業の主務官庁の海洋に係る権限及び職責を統一的に調整し、共同で海洋事務を推進しなければならない。

政府は、海洋空間計画に係る法律・規則を制定（策定）し、海洋に対する多様な利用ニーズに応じて、海域の利用及びその競合関係を調整し、海洋の統一的な管理を定着させなければならない。

第5条

政府は、歴史、主権、主権的権利及び管轄権を尊重する原則に基づき、平和、互恵及び我が国の海洋権益確保を基礎として、海洋事務関連の地域・国際協力を積極的に参加し、海洋資源を共同で守り、開発し、及び持続可能な形で共有していかなければならない。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月30日である。

第6条

国民、企業及び民間団体は、政府が推進する海洋政策、各種の関係施政計画及び施策に協力しなければならない。

第7条

我が国の海洋権益、国の安全、海域の治安及び海事の安全を維持・増進し、並びに重大な緊急事態に対応するために、政府は、地球規模の視野及び国際的な戦略構想に基づいて海洋事務の執行能力を向上させ、海洋における実力を強化し、これによって国の生存、安全及び発展に係る要求に適合させなければならない。

第8条

政府は、国内資源を統一管理し及び有効利用し、海洋汚染防止対策を策定し、汚染を発生源から縮減し、汚染防止能力を強化し、気候変動に有効に対応し、国土計画を慎重に推進し、海洋災害防護を強化し、海洋資源復元事業の推進を加速し、地域・国際協力を積極的に推進し、これによって海洋環境を保護しなければならない。

第9条

政府は、海洋産業の発展を積極的に推進し及び支援し、並びに税財政及び金融制度を結合し、海洋産業の安定的かつ健全な発展に向けた政策を提供し、国内における人材及び産業の連携を構築し、海洋経済の発展を促進しなければならない。

第10条

政府は、海洋利用に係る伝統的な知恵等の海洋文化遺産を尊重・維持・保存し、原住民族⁽¹⁾の伝統的な海洋利用に係る文化及び権利利益を保障・伝承し、同時に漁業の科学的管理にも配慮するための適切な仕組みを構築しなければならない。

政府は、海洋空間の特色を発揮し、海洋に親しむ施設を造営し、海洋におけるスポーツ、観光及びレジャーを発展させ、海に親しみ海を愛する国民意識を強化し、人間と海が共存共栄する新たな文明を構築するよう計画しなければならない。

第11条

政府は、海洋に関する重要な知識内容を国民基本教育及び公務人員研修の課程に組み入れ、関連する教育資源及び研修機関又は団体を統合し、各級学校間並びに当該学校と地域及び社会の連携を構築し、全国民に対する海洋教育を推進・普及しなければならない。

第12条

政府は、公的・私的部門と学術機関の協力を促進し、海洋研究資源の運用及び発展に係る調整・統合の仕組みを構築し、海洋科学に係る研究、法律・政策の策定検討及び文化的専門能力の水準を向上させ、長期的、応用型及び基礎的な調査研究を実施し、並びに、国家海洋情報システム及び共有プラットフォームを構築しなければならない。

第13条

政府は、生態系に基づくアプローチにより、自然海岸、景観、重要な海洋生物生息地、特殊・絶滅危惧種、脆弱・敏感区域、水中文化遺産等を優先的に保護し、海洋の生物多様性を保全し、保存・育成・保護に関する政策及び計画を策定し、影響緩和措置、生態系補償又は

(1) 台湾には、漢民族のほか、アミ族、パイワン族等16の原住民族が居住している。原住民族人口は、総人口の約2%である。

その他の代替開発案を採用し、海洋保護区を設置し、海洋生態系と自然の連関の復元に努め、かつ、元来の海域利用者の権利利益を保障しなければならない。

第 14 条

政府は、海洋事務予算を拡大し、必要な措置を講じ、政策の遂行に必要な経費について予算を確保しなければならない。

政府は、実際の必要に基づく合理的配分及び資源の投入により、関連の学術機関、海洋産業界、民間団体、個人等に対する助成及び表彰を行い、関係する海洋事務及び施策を共同で推進しなければならない。

中央政府は、海洋の発展、資源の持続可能性等に関連する事項を取り扱う海洋発展基金を設置することができる。

第 15 条

政府は、この法律の施行後 1 年以内に国家海洋政策白書を発表し、かつ、達成状況及び国内外情勢の動向に基づき、その定期的な見直しを行わなければならない。

各級政府は、主管する政策及び施策について、国家海洋政策白書に適合しているか否かを検討しなければならない。その内容に適合しないものについては、関係政策及び施策の策定又は見直しを行い、かつ、その執行を推進しなければならない。

第 16 条

各級政府は、この法律の施行後 2 年以内に、この法律の規定に基づき主管する法規に係る検討を行い、この法律の規定に適合しないものがあつたときは、これを制定（策定）し、改正し、又は廃止しなければならない。

前項の法規が制定（策定）され、改正され又は廃止されるまでは、中央政府の海洋政策専門担当機関⁽²⁾が各事業の主務官庁と共同で、この法律の規定に基づき、これを解釈し、及び適用する。

第 17 条

各級政府は、海洋関係法規の執行を確保しなければならない。違反があつたときは、法に従って取り締まり、及び処罰しなければならない。

第 18 条

政府及び社会各界において海洋意識を深く醸成するため、6 月 8 日⁽³⁾を特に国家海洋デーと定める。

第 19 条

この法律は、公布の日から施行する。

出典

・「海洋基本法」『總統府公報』7455 號, pp.6-10. <<https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/tspdf2?7455:6-10>>

(おかむら しがこ)

(2) 海洋委員会を指す。

(3) 国際連合の定める「世界海洋デー (World Oceans Day)」。